

総務委員会資料

平成30年第3回定例会提出予定議案の説明

議案第105号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

資料 新旧対照表

平成30年8月29日

総務企画局

改正後			改正前		
○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 平成27年10月15日条例第67号			○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 平成27年10月15日条例第67号		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
執行機関	事務		執行機関	事務	
(略)			(略)		
5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
(略)			(略)		
3 市長	児童福祉法による保育	生活保護法による保護の実施若	3 市長	児童福祉法による保育	生活保護法による保護の実施若

改正後		改正前	
<p>所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>	<p>所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>